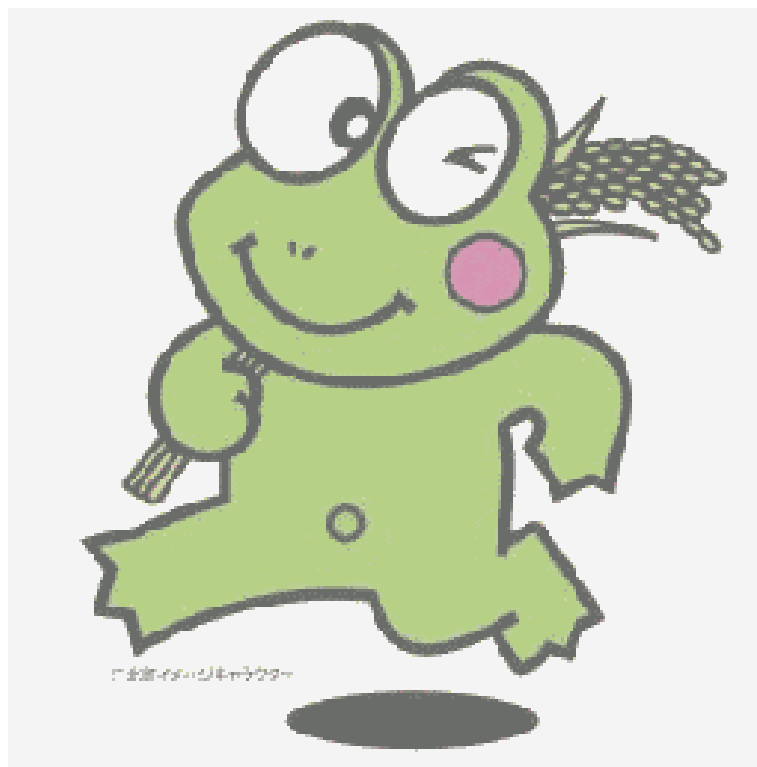


～江北町のまちづくり再生のために～

江北町行政改革プラン2004

－江北町行政改革大綱【集中改革プラン】－



平成17年11月改訂

江 北 町

目 次

はじめに	…1
「江北町行政改革プラン2004」策定の背景及び目的	…2
具体的な推進方策	
1. 行政内部の改革	
(1) 組織・機構の見直し	…3
(2) 職員の定員管理の適正化	…3、4
(3) 職員の人事給与の適正化	…4、5
(4) 職員の福利厚生等の適正化	…5
(5) 職員の意識改革・人材育成	…5
(6) 財政運営の健全化	…5、6、7
2. 新しい時代に対応した行財政システムの構築	
(1) 事務事業の見直し	…8
(2) 情報化の推進	…8
(3) 広域行政の推進	…8
(4) 住民サイドにたった行政サービスの向上	…8
(5) 新しい評価方法の導入	…9
(6) 民間活力の導入・民間委託の推進	…9
「江北町行政改革プラン2004」の運用について	…10
おわりに	…11

はじめに

時代は今、地方分権の推進や情報通信の高度化、さらには少子・高齢化社会の到来など、大きな変革期を迎える中、地方自治体においては、こうした動向に的確に対応した新たな行財政システムの構築が求められている。

本町においても、これらの動向に対応すべく行財政の見直しを行い、簡素化、効率化の積極的な取り組みを推進してきたところであるが、未だ厳しい行財政運営を余儀なくされている。

こうした中、本年5月13日に江北町行政改革推進委員会から、新江北町行政改革推進に係る答申がなされたところである。

本町としては、現在の厳しい行財政環境をいま一度認識し、財政の健全化をはじめとする新たな行財政システムを構築するとともに、時代の変化に即した行政改革を推進するため、この答申の趣旨を踏まえ、「江北町行政改革プラン2004」をまとめたところである。

この大綱には、今後、幾多の解決すべき大きな課題もあるが、積極的、かつ迅速に取り組むとともに、地方分権時代に即した行政改革を推進するには、町民と行政の役割分担の明確化はもちろんのこと、行政情報の積極的な開示を行い、町民と行政が協働する中で地方自治・新時代に対応した町政を推進しなければならない。

また、職員の能力開発や意識改革にも積極的に取り組み、地域社会の活性化と町民サービスの向上のため、全職員が一丸となってこの大綱の推進に最大限の努力を重ねる決意である。

「江北町行政改革プラン2004」策定の背景及び目的

本町では、昭和60年度に町長を本部長とする「江北町行政改革推進本部」を設置し、町民各階層からなる「江北町行政改革推進委員会」の答申を受け、平成8年度に「江北町行政改革大綱」を策定し、総合的かつ計画的に行政改革の推進を図ってきた。

その結果、定員管理・給与等の適正化などの内部改革に努めてきたほか、議会議員の定数を平成15年の改選時より16名から14名とするなど、行政改革の展開を図る中で、一定の成果をあげ、今日に至っている。

しかしながら、本町の財政は、歳入面においては、長引く景気低迷の影響による町税収入の伸びが鈍化、三位一体の改革による地方交付税の大幅な減少が見込まれる一方、歳出面においては、これまで借入した地方債の償還、少子・高齢化社会の進展による扶助費、介護保険経費の増加などが見込まれ、今後とも、財政運営の健全化を推進することが必要不可欠である。

また、平成12年4月には地方分権一括法が施行され、町民が自らの意思と責任で施策の構築・展開に参画し、行政と協働する中で新たな地域社会の構築や暮らしづくりなどが求められており、こうした取り組みをとおして、真の地方自治の確立を図らなければならない。

このように大きく変革する時代にあって、その変化に的確に対応するとともに、町民と行政が互いに役割を分担し、共に築く「新しい時代にふさわしいまちづくり」を展開する必要がある。

このため、新時代に即した行財政システムを構築するため、「江北町行政改革プラン2004」を策定し、実効性の高い行政改革を目指すものとする。

具体的な推進方策

1. 行政内部の改革

本町の財政状況は、経常収支比率が平成15年度で84.3%と要注意ラインとされる75.0%を大きく超えており、財政構造の弾力性が乏しく、今後も厳しい財政運営が余儀なくされるものと考えられる。

この厳しい現実の中で、職員は行政の責任領域とコスト意識を常に念頭に置き、住民サービスの低下をきたさないよう内部の改革を積極的に進め、効率的な行政運営に努めなければならない。

(1) 組織・機構の見直し

- ◆ 組織・機構については、簡素で機能的とすることはいうまでもなく、行政事務の多様化、高度化に対応した柔軟な組織体を目指す。
- ◆ 組織・機構の再構築により、住民サービスに支障をきたすことがないよう、横断的な連携（各課相互のつながり）に配慮する。

(2) 職員の定員管理の適正化

- ◆ 職員の定員管理については、組織・機構の見直し、及び限られた財源と人材を効率的に活用することを踏まえ、新たな定員管理計画（参考資料3を参照）を策定する。
- ◆ 民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、ICT化の推進、地域協働の取り組みなどを通じて、極力職員数の抑制に取り組む。
- ◆ 定員管理計画の公表にあたっては、職種ごとに定員の状況や公的な指標、他団体との比較など、住民が理解しやすいものとなるように努める。

参考資料1：定員モデルとの比較（一般行政）

定員モデル試算職員数 (A)	町の実職員数 (B)	比較 (B) - (A)
72人	74人	2人

注) 定員モデル

人口、面積及び道路延長など地方公共団体の行政需要と関連が深いと考えられる指標と職員数の関係を統計的手法により分析し、参考となる職員数を算出できるように作成された算式。江北町においては教育、消防、公営企業（水道・下水道・国保）の職員を除いたものが一般行政の職員である。

参考資料 2：類似団体職員数との比較（普通会計）

類似団体職員数 (A)	町の実職員数 (B)	比較 (B) - (A)
112 人	92 人	△20 人

注) 普通会計

地方公共団体間の財政的な比較等を行うため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。江北町においては公営企業（水道・下水道・国保）の職員を除いたものが普通会計の職員である。

注) 類似団体

地方公共団体定員管理調査上で、全市町村を人口と産業構造を基準にグループに分けたもの。江北町は人口 8,000 人～13,000 人、第 2 次・第 3 次産業が 75%以上 85%未満のグループに属している。

参考資料 3：江北町定員管理計画（平成 17 年 10 月見直し）

年度	前年度 退職予定者数	採用予定者数	対前年度 増減数	職員数合計
平成 17 年度	6 人	0 人	△6 人	108 人
平成 18 年度	2 人	2 人	0 人	108 人
平成 19 年度	4 人	1 人	△3 人	105 人
平成 20 年度	7 人	3 人	△4 人	101 人
平成 21 年度	5 人	2 人	△3 人	98 人
平成 22 年度	5 人	2 人	△3 人	95 人
合計	29 人	10 人	△19 人	

(1) 職員の人事・給与の適正化

- ◆ 給与制度・運用等については、国や県、他の自治体との均衡に留意し、適正化に努める。
- ◆ 現在の社会情勢に対応した柔軟な勤務体制の設定など、時間外勤務の縮減のための効果的施策を展開する。
- ◆ 給与制度の公表にあたっては、公的な指標、他団体との比較など、住民が理解しやすいものとなるように努める。

参考資料 4：職員の平均給与月額と平均年齢（平成 15 年度市町村財政概要）

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
江北町	3,538 百円	44.8 歳	3,056 百円	47.5 歳
県内市	3,427 百円	41.6 歳	3,436 百円	46.4 歳
県内町村	3,313 百円	42.5 歳	2,747 百円	44.1 歳
類似団体	3,248 百円	41.4 歳	2,905 百円	47.0 歳

(1) 職員の福利厚生等の適正化

- ◆ 福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、適正な事業実施に努め、実施状況等を公表する。

(2) 職員の意識改革・人材育成

- ◆ 人材育成に関する基本方針を策定し、多様化する行政ニーズに的確に対応できる総合的な人材育成に努め、職員個々の潜在的な能力や創造的発想を引き出すための施策を展開する。
- ◆ 様々な研修機会の提供や研修内容の充実に努め、職員1人1人が常に問題意識を持ち、自ら改革していく職員づくりを目指す。

(3) 財政運営の健全化

- ◆ 町税等の収納率向上対策の強化や使用料・手数料等の受益者負担の適正化などの検討を行い、各種財源の積極的な確保に努める。
- ◆ 実施すべき施策の適正選択や重点的な予算配分等による効率的執行、経常経費の節減・合理化などに取り組み、行政経費の節減を図る。
- ◆ 歳入歳出の状況や各種財政指標などの一般的なデータのほか、バランスシートや行政コスト計算書等も含め、積極的な公表を行う。
- ◆ 負担金・補助金については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方、終期の設定について検証し、計画的に廃止・縮減を推進する。

参考資料5：過去5年間の歳入・歳出の推移

【歳入の推移】

(単位：百万円)

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
町税	812	854	849	814	815
地方交付税	1,853	1,827	1,677	1,588	1,457
国県支出金	465	433	425	616	364
地方債	405	423	875	1,378	383
その他	1,313	1,173	1,592	1,838	1,044
歳入総額	4,848	4,710	5,418	6,234	4,063

注) 町税

租税のうち、国が課税主体となっているものが国税であり、地方自治体が課税の主体になっているものが地方税（県税や町税など）である。

町税では、住民税（個人、法人）、固定資産税（土地、家屋、償却資産）が二本柱である。

特に個人住民税の所得割と、法人住民税の法人税割の比重が大きいところ、固定資産税が最大の大きさを占める団体等で、違いが見られる。

注) 地方交付税

国税の一定割合を割いて、一般財源が不足する地方自治体に配分される。

一般財源を保障するものであるため、特定の目的のための国庫支出金（国庫負担金、補助金など）とは異なり、その使い途は特定されていないので、自治体の裁量で使途を決めればよい。

注) 国県支出金

国や県が地方自治体に対して補助金、交付金、負担金、補給金などさまざまな名称で支出金を交付しているが、そのうち地方交付税など一般財源であるものを除く、使途を特定した支出金。

注) 地方債

学校改築や道路改良などの特定の歳出に充てるため、地方自治体が年度を越えて元利を償還する借入金。

【歳出の推移】

(単位：百万円)

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	
義務的経費	人件費	981	936	953	911	954
	扶助費	184	198	189	236	265
	公債費	547	578	568	658	636
	合 計	1,712	1,712	1,710	1,805	1,855
投資的経費	762	1,091	1,519	2,192	521	
そ の 他	2,098	1,623	1,818	2,072	1,535	
歳 出 総 額	4,572	4,426	5,047	6,069	3,910	

注) 義務的経費

地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減しにくい経費をいう。

歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が狭義の義務的経費とされる。この義務的経費の割合が小さいほど財政の弾力性があり、比率が高くなると財政運営の硬直度は高まるとされている。

注) 扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者や身体障害者等に対してその生活を維持するために支出される経費をいう。

生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、老人福祉法、災害救助法の各法の規定によるものと、地方公共団体が単独の施策として行うものがある。

注) 公債費

地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計である。

注) 投資的経費

その経費の支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、普通建設事業・災害復旧事業・失業対策事業を指すものとされている。

投資的経費の増減は、中央政府の景気対策の影響を受ける形で、景気変動の影響を受ける。

景気の後退期には投資的経費は膨張し、景気の過熱期には総需要抑制政策などで事業が圧縮される傾向があり、誇張して言えば景気のサイクルとは逆サイクルを描く。

参考資料 6：今後の財政状況の見通し

【歳入の見通し】

町税については、固定資産税の微増等によりほぼ横ばいの推計としている。地方債については、事業計画により借入を行うこととしているが、公債費の割合が大きな負担となっていることから、今後は借入を抑制する方向で計画の転換がなされている。地方交付税については、今後は大幅な削減が見込まれ、代替税財源の確保が必要である。

(単位：百万円)

区 分	平成 17 年度末	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
町 税	835	818	827	835	814	823
地方交付税	1,483	1,521	1,487	1,417	1,378	1,309
国県支出金	325	361	350	315	282	283
地 方 債	311	340	336	327	228	148
そ の 他	938	819	859	846	843	813
歳入総額	3,892	3,859	3,859	3,740	3,545	3,376

【歳出の見通し】

公債費・下水道及び介護保険等の特別会計繰出による財政運営圧迫に加え、投資的な事業の後年度繰り延べ、縮小、抑制、廃止といった経常経費の更なる節減が求められ、歳入規模に沿った歳出規模の形成に努める必要がある。

(単位：百万円)

区 分	平成 17 年度末	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
義務的経費	人件費	928	937	927	860	823	792
	扶助費	261	249	247	244	242	239
	公債費	654	792	820	806	790	766
	合 計	1,843	1,978	1,994	1,910	1,855	1,797
投資的経費	315	337	319	281	153	41	
そ の 他	1,734	1,544	1,546	1,549	1,537	1,538	
歳出総額	3,892	3,859	3,859	3,740	3,545	3,376	

【基金の見通し】

歳入減による基金の大幅な取崩しが年々増加し、積立基金（財政調整基金等）は軒並み枯渇していくものと推計している。また、平成 20 年度からは定額運用基金である土地開発基金を一般財源化し、充当して運用していく。

(単位：百万円)

区 分	平成 17 年度末	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
財政調整基金	522	422	323	223	123	24
減 債 基 金	675	472	245	582	352	128
土地開発基金	576	576	577	17	17	17
合 計	1,773	1,470	1,145	822	492	169

注) 土地開発基金については、現金・預金のみ。臨鉱ポンプ基金等の特定目的基金を除く。

1. 新たな時代に対応した行財政システムの構築

地方分権の到来は、中央集権型国家から地方主権型国家への移行であり、これまで培われてきた行政システムが大きく変わることを意味する。

このことは自己責任・自己決定の拡大ほかならず、施策の展開にはこれまで以上に行政の透明性と公平性が求められることとなり、客観的な判断基準が必要となる。

さらに、行政情報を共有する中で、町民と行政との役割分担を明確にし、政策の形成と実行を共にするパートナーシップの関係に発展させなければならない。

(1) 事務事業の見直し

- ◆ 行政ニーズの複雑・多様化や新たな行政課題に的確に対応するため、事務事業の必要性や緊急性、効率性などに留意しながら、見直しを進める。
- ◆ 所期の目的を達成した事務事業や時代に即さない事務事業については、積極的に整理・統合を行う。

(2) 情報化の推進

- ◆ 庁内の通信ネットワークや総合行政ネットワーク（L G W A N）、各種情報システムを有効に活用することにより、業務・システム全体を最適化する観点から、I C Tを活用した業務改革に取り組む。
- ◆ 町ホームページの充実・強化により、行政情報の提供、行政に対する意見・提言の受信など、住民の利便性や快適性の向上を図る。
- ◆ 個人情報を含む行政情報の保護については、機器の充実と職員のモラルの向上により、安全性の確保に努める。

(3) 広域行政の推進

- ◆ 市町村の区域を越える行政需要や地域の共通課題に対応するため、共同事務や情報処理の拡充などを積極的に推進し、圏域の一体的な発展に努める。
- ◆ 一部事務組合における行政改革について、構成自治体として積極的に関与し、効率的な広域行政を推進する。
- ◆ 市町村合併について、多角的な視点で、調査・研究、検討を進め、積極的に町民への情報提供を行う。

(4) 住民サイドにたった行政サービスの向上

- ◆ 行政の基本的な役割である住民サービス、福祉の向上を図るため、関連・類似業務の窓口一元化や総合案内の設置、申請等の手続きの簡素化などを進め、住民サイドにたった窓口サービスに努める。

(1) 新しい評価方法の導入

- ◆ 本町の実態に即した行政評価のあり方と導入に向けた検討を進め、政策・施策・事務事業について、客観的な判断ができる新しい評価方法を確立する。
- ◆ P D C A サイクルをもとに、目的・必要性・緊急性の検証、事務事業等の適切な把握・評価に努め、その情報を町民に提供することで、説明責任を果たすとともに、行政の透明性を確保する。

(2) 民間活力の導入・民間委託の推進

- ◆ これまでの行政の担い手と受け手という関係から共にまちづくりを進める協働の関係へ転換させるため、政策形成過程や実行段階での町民参画を推進し、町民と行政の情報共有に努める。
- ◆ サービスの質の向上や行財政運営の効率化を図るため、民間事業者と競合する事務事業や民間事業者の専門知識・経営資源を活用するほうが効果を期待できる事務事業について、積極的に民間委託等を推進する。
- ◆ すべての公の施設については、行政関与の必要性、管理主体等の検証を行い、検証結果を公表する。
- ◆ 公共団体又は公共的団体へ管理委託している公の施設については、指定管理者による管理に移行する。
- ◆ 地方独立行政法人制度の活用については、指定管理者制度の活用等と比較検討し、地方公共団体自らが実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせるほうが効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に活用を検討する。

「江北町行政改革プラン2004」の運用について

1. 計画期間

計画期間は、平成17年度から平成26年度までの10ケ年間とし、中期的な行政改革の基本的指針として策定する。

2. 実施計画の策定

「江北町行政改革プラン2004」に基づき、着実な行政改革を推進して行くために、具体的な項目を盛り込んだ実施計画を策定する。

3. 推進体制

推進にあたっては、町長を本部長とする「江北町行政改革推進本部」を中心とし、進行管理・評価等を行いながら、計画的に推進する。

また、推進状況等については、「江北町行政改革推進委員会」に定期的に報告し、必要な助言等を得るものとする。

4. 推進状況の公表

推進状況については、町ホームページ、広報等を通じて、随時町民に公表する。

お わ り に

本町の行財政を取り巻く環境は極めて厳しく、今後とも積極的な行政改革を推進しなければならない。

行財政運営の基本は、住民サービスの向上と簡素で効率的な業務の構築であり、行政としても、再度、原点に立ち返り、見直しを進める中で、町民と行政の役割分担を明確にし、スリムな自治体を実現させる必要があり、町自らが率先して取り組む姿勢を内外に示し、町民の協力を得ながら推進していくことが重要である。

特に職員は、一人一人が本町の置かれている厳しい状況を認識し、自らの創意工夫で積極的に改革に取り組むという姿勢が求められている。

また、この行政改革の推進にあたっては、全職員が一丸となって取り組むことはもちろんのこと、町民も協働して取り組むという新たな姿勢が必要である。

江北町のまちづくり再生のため、町民の皆さんのご理解とご協力を心からお願いし「江北町行政改革プラン2004」が新しい時代への架け橋となることを強く信ずるものである。